

桃山学院大学における競争的研究費等の管理のためのコンプライアンス教育 ・啓発活動に関する要綱

2022（令和4）年3月15日
大学評議会承認

（目的）

第1条 この要綱は、「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程」に基づき、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省）において、競争的研究費等の不正防止対策を強化するため、機関に実施を要請する事項として規定されているもののうち、コンプライアンス教育・啓発活動および誓約書に関して定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「コンプライアンス」とは、法令、本学規程等、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
2. 「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

（コンプライアンス教育）

第3条 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（以下、「構成員」という。）は、競争的研究費等の適切な運営・管理のために、不正防止対策の一環として桃山学院大学が実施するコンプライアンス教育および理解度チェックを受けなければならない。

（啓発活動）

第4条 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対して、不正を起こさせない組織風土の形成のために、次の各号に掲げる事項に留意し啓発活動を実施しなければならない。

1. コンプライアンス教育の内容を踏まえ、これと併用・補完することにより、不正防止対策の取組について実効性を高める内容を設定すること
2. 既存の会議等を活用するほか、電子メール、ポスターの掲示等により実施すること
3. 少なくとも四半期に1回程度実施すること

（構成員の範囲）

第5条 構成員の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

1. 競争的研究費等を受ける教員
2. 競争的研究費等の運営・管理に関わる職員
3. 競争的研究費等で雇用されている学生等
4. 競争的研究費等により謝金及び旅費等の支給を受ける学生等
5. その他、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員

（コンプライアンス教育の受講）

第6条 構成員は、少なくとも年度内に一回はコンプライアンス教育を受講しなければならない。

2 新規採用者、転入者等、研究活動に関連する部署等へ異動した場合は随時受講しなければならない。

3 前条第3号に定める学生等は、次の各号に掲げる事項を含むコンプライアンス副責任者の面談および研究不正防止リーフレットの配布をもってコンプライアンス教育を代替することができる。

1. 教育上有意義であること
2. 自己の意志と責任において参加すること
3. 学生の教育を受ける権利を阻害しないこと
4. 学生に対し、競争的研究費等の研究への参加を強要しないこと

4 前条第4号に定める学生等は、研究不正防止リーフレットの配布をもってコンプライアンス教育を代替することができる。

（誓約書の提出）

第7条 構成員は、「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程」および関連諸規程を遵守し、コンプライアンス教育を受講したうえで、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

1. 桃山学院大学および配分機関の規則等を遵守すること
 2. 不正を行わないこと
 3. 規則等に違反して不正を行った場合、桃山学院大学や配分機関の処分および法的な責任を負担すること
- 2 誓約書提出の対象となる構成員の範囲は、第5条に拠る。
 - 3 誓約書の提出がない場合は、競争的研究費等の運営・管理に関わることができない。
 - 4 誓約書の様式は別に定める。

(取引業者に求める誓約書の提出)

第8条 一定の取引実績のある業者に対し、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

1. 桃山学院大学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 2. 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 4. 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること
- 2 誓約書提出の対象となる取引業者の範囲は、取引回数が三回以上または、取引金額が30万円以上の取引とする。ただし、次の者を除く。
 1. 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
 2. 学校法人
 3. 国際組織、外国企業等
 4. 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
 5. 弁護士・特許・税理士事務所等
 6. 商取引の相手方ではない個人（謝金、報酬等対象者）
 7. 電子商取引の形態を採用している業者等
 8. その他、本件対象になじまない業種、取引等
 - 3 不正対策に関する方針やルール等を見直した場合は、改めて取引業者へ誓約書の提出を求めることとする。
 - 4 誓約書の様式は別に定める。

(事務所管)

第9条 この要綱に関する事務は、学術支援課研究支援室の所管とする。

(改廃)

第10条 この要綱の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が行う。

付 則

この要綱は、2022（令和4）年4月1日から施行する。